

新潟市難聴児補聴器給付事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、身体障害者手帳の交付の対象とならない中等度の難聴児に対し、言語の習得及び生活や学習への適応の促進に寄与するため、補聴器を給付することについて必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 補聴器の給付対象となる者は、本市に住所を有するものであって、別表に定める要件を満たす難聴児の保護者（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条に規定する保護者。以下「保護者」という。）とする。

2 この要綱において「難聴児」とは、満18歳未満の者をいう。

(対象となる補聴器)

第3条 給付の対象となる補聴器は別表のとおりとする。

(給付の手続き)

第4条 保護者が補聴器の給付を受けようとする場合は、難聴児補聴器給付申請書（別記様式第1号）に新潟市難聴児補聴器給付意見書（別記様式第2号）、見積書を添付して市長に申請しなければならない。

2 前項の意見書は、身体障害者福祉法（昭和34年法律第283号）第15条に規定する医師が作成したものとする。

3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、その内容を調査し、給付の必要があると認めた場合は難聴児補聴器給付決定通知書（別記様式第3号）により、給付の必要が無いと認めた場合は難聴児補聴器給付却下通知書（別記様式第4号）により、その結果を申請者に通知する。

4 給付の決定があった場合は、納入業者に難聴児補聴器給付券（別記様式第5号）を送付する。

5 再交付に係る申請については、前回の給付日より別表に定める耐用年数を経過してい

ない場合は原則として対象外とする。ただし、当該期間を経過する前に、修理不能により補聴器の使用が困難となった場合や、成長に伴い補聴器が合わなくなった場合は、この限りではない。

（補聴器の給付）

第5条 前条第3項の規定による給付の決定を受けた保護者（以下「受給者」という。）が、当該給付決定に係る補聴器を購入するときは、購入に要する費用の一部を業者に支払わなければならない。

（費用の負担）

第6条 前条に規定する直接業者に支払う額（以下「自己負担額」という。）は、別表の基準額の100分の10とする。ただし、補聴器の購入に要する費用が別表の基準額より廉価なときは、その額の100分の10を負担するものとする。

2 自己負担額は、1円未満を切り捨てるものとする。

3 購入に要する費用が別表の基準額を超える場合は、基準額を超える額についても支払わなければならない。

4 負担上限月額は、施行令第43条の3で定める額とする。

（費用の請求）

第7条 補聴器を納入した業者は、用具の給付額から受給者が支払った額を控除した額を、難聴児補聴器給付券を添付の上、市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、その請求額を支払うものとする。

（補聴器の管理等）

第8条 受給者および難聴児は、当該補聴器を給付目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 市長は、受給者が虚偽その他不正の手段により補聴器の給付決定を受けた場合は、第4条第3項の規定による給付決定を取り消すとともに、すでに給付した補聴器があると

きは給付に要した費用の全部又は一部を還付させることができる。

第9条 この要綱に定めるもののほか給付に必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成22年3月31日までの間、第6条の規定により算定された自己負担額及び負担上限月額については、施行令第43条の3第1号に規定する者はそれぞれの額の100分の80に相当する額を適用するものとし、また、同条第2号及び第3号に規定する者は、それぞれの額の100分の70に相当する額を適用するものとし、それぞれ1円未満は切り捨てるものとする。

3 平成22年4月1日から令和7年3月31日までの間、第6条の規定により算定された自己負担額及び負担上限月額については、それぞれの額の100分の80に相当する額とし、それぞれ1円未満は切り捨てるものとする。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

種目	基準額・性能	耐用年数	支給の対象となる要件
補聴器	基準額は補装具の種目，購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年厚生労働省告示第528号）に定める補聴器（高度難聴用耳かけ型）の価格に相当する額とし，性能は当該補聴器を基準とする。	5年	両耳の聴力レベルがそれぞれ30デシベル以上の難聴児で，身体障害者手帳の交付対象とならない難聴児 ただし，医師が装用の必要を認めた場合は，30デシベル未満についても対象とする。
イヤモールド	基準額は補装具の種目，購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年厚生労働省告示第528号）に定めるイヤモールド交換の価格に相当する額とする。		
補聴システム （ワイヤレスマイク）	基準額は補装具の種目，購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年厚生労働省告示第528号）に定めるワイヤレスマイク交換（充電を含む。）の価格に相当する額とする。		
補聴システム （受信機）	基準額は補装具の種目，購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年厚生労働省告示第528号）に定める受信機交換の価格に相当する額とする。		
補聴システム （オーディオチュー）	基準額は補装具の種目，購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年厚生労働省告示第528号）に定めるオーディオチュー交換の価格に相当する額とする。		